外来種一覧（底生動物）

No.	綱和名	目和名	科和名	種和名	外来生物法	北海道			東北			関東		北陸			中部				近畿					中国		四国	九州				確認河川数
						湧別川	後志利別川	釧路川	岩木川	高瀬川	阿武隈川	鶴見川	富士川	関川	小矢部川	梯川	大井川	木曽川（木曽川）	木曽川（長良川）	木曽川（揖斐川）	淀川（草津川）	淀川（木津川）	淀川（淀川）	大和川	円山川	日野川	佐波川	重信川	山国川	矢部川	五ヶ瀬川	大淀川	
1	マキガイ綱（腹足綱）	ニナ目（中腹足目）	リンゴガイ科	スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）	要注意（注意喚起）													●	●	●			●					●		●	●	●	8
2			ミズゴマツボ科	トライミズゴマツボ																										●			1
3			カリバガサガイ科	シマメノウフネガイ								●																					1
4			ミズツボ科	コモチカワツボ（ジェンキンスカワツボ、ニホンカワツボ、サクヤマカワツボ）						●					●																		2
5		モノアラガイ目（基眼目）	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ		●	●					●													●								4
6				ハブタエモノアラガイ							●	●	●								●												4
7			サカマキガイ科	サカマキガイ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	26
8	ニマイガイ綱（二枚貝綱）	イガイ目	イガイ科	カワヒバリガイ	特　　定													●	●	●			●										4
9				ムラサキイガイ	要注意（検討）					●	●	●																					3
10				コウロエンカワヒバリガイ	要注意（不足）							●						●	●				●		●						●		6
11		ハマグリ目（マルスダレガイ目）	マゴコロガイ科（カワホトトギスガイ科）	イガイダマシ	要注意（不足）							●																					1
12			マルスダレガイ科	ホンビノスガイ								●																					1
13		オオノガイ目	クチベニガイ科	ヒラタヌマコダキガイ																										●			1
14	ゴカイ綱（多毛綱）	ケヤリムシ目	カンザシゴカイ科	カニヤドリカンザシゴカイ								●																	●				2
15	甲殻綱	フジツボ目	フジツボ科	タテジマフジツボ	要注意（不足）							●							●				●						●				4
16				アメリカフジツボ								●											●								●		3
17				ヨーロッパフジツボ					●	●	●	●						●	●				●										7
18		ヨコエビ目（端脚目）	マミズヨコエビ科	フロリダマミズヨコエビ							●								●						●			●					4
19		エビ目（十脚目）	ザリガニ科	ウチダザリガニ	特　　定			●																									1
20			アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	要注意（検討）					●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	18
21			クモガニ科	イッカククモガニ								●																					1
22			ワタリガニ科	チチュウカイミドリガニ	要注意（不足）							●																					1
23	昆虫綱	コウチュウ目（鞘翅目）	ゾウムシ科	イネミズゾウムシ					●		●	●			●																		4
24	コケムシ綱	掩喉目	オオマリコケムシ科	オオマリコケムシ														●	●														2
					水系別確認種類数	2	2	2	3	5	7	16	3	1	3	1	2	7	9	4	3	2	8	2	5	2	2	4	3	5	3	3	
					地方別確認種類数	3			8			16		3			9				11					2		4	9				

凡例）　特定：外来生物法で指定された特定外来生物（第一次指定および第二次指定）
　　要注意（検討）：外来生物法の要注意外来生物ﾘｽﾄ掲載種のうち、被害に係る一定の知見はあり、引き続き特定外来生物等への指定の適否について検討する外来生物
　　要注意（不足）：外来生物法の要注意外来生物ﾘｽﾄ掲載種のうち、被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物
　　要注意（注意喚起）：外来生物法の要注意外来生物ﾘｽﾄ掲載種のうち、選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物（他法令の規制対象種）

注1)種数の計数は「平成9年度版　河川水辺の国勢調査マニュアル[河川版]（生物調査編）」に準拠して行った。
注2)△大和川は指定区間のみの調査である。